

新型コロナウイルス感染症による影響で、売り上げが減少した町内中小企業等の経営継続を下支えするため、支援金を給付します。

大樹町中小企業等 経営継続支援金給付事業

給付対象

- ①町内に本店所在地を登記している法人
または、住所を有する事業者。 ※1、2
- ②前年同月比で 20%以上売上減少。(令和2年2月~12月) ※3

※1. 農林業者は除く。

※2. 個人事業者で大樹町商工会の会員になっている場合は給付対象とする。

※3. 令和元年6月から令和2年1月に創業した場合、創業から令和2年1月までの平均売上と、令和2年2月から12月の各月を比較することも可能。

給付金額

- ①常時雇用あり 最大 50 万円 ※4
- ②常時雇用なし 最大 30 万円 ※5

※4. 常時雇用（雇用保険加入）ありの場合、20%以上減少している月の減少分合計と、50万円のいずれか低い額。

※5. 常時雇用（雇用保険加入）なしの場合、20%以上減少している月の減少分合計と、30万円のいずれか低い額

申請期間

令和3年2月26日（金）まで

詳細裏面

給付対象

支援金の給付対象となるものは、町内に事業所を有する中小企業者等（農林業者は除く。）で、次の各に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に本店所在地を登記している法人又は住所を有する事業者。ただし、個人事業者で大樹町商工会の会員になっている場合は、給付対象とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から12月までの売上げが前年同月比20%以上減少したもの。ただし、令和元年6月から令和2年1月に創業し前年に比較対象月がない場合は、創業から令和2年1月までの平均売上と令和2年2月から12月の各月を比較することも可能とする。

給付金額

支援金の額は、給付対象(2)に規定する売上減少額とし、常時雇用の有無により次のとおりとする。なお、上限額に満たない場合は複数回の申請を認める。

- (1) 1人以上常時雇用（雇用保険加入）している場合は、20%以上減少している月の減少分合計と50万円のいずれか低い額。
- (2) 常時雇用（雇用保険加入）がない場合は、20%以上減少している月の減少分合計と30万円のいずれか低い額。

提出書類

- (1) 大樹町中小企業等経営継続支援金給付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 「帳簿」等、比較対象月（前年及び当年）の売上げがわかる書類
- (4) 「雇用保険被保険者資格喪失届」等、雇用保険の加入を証明する書類（常時雇用有の場合のみ）

提出先

- (1) 商工業者 大樹町商工会 TEL：6-2126
- (2) 漁業者 大樹町役場農林水産課 TEL：6-2115

申請期間

令和3年2月26日（金）まで（各月毎等に分けて、上限額に達するまで複数回の申請可）

問い合わせ先

- (1) 商工業者 大樹町商工会 TEL：6-2126 大樹町役場企画商工課 TEL：6-2114
- (2) 漁業者 大樹町役場農林水産課 TEL：6-2115